

論文

地域社会の変遷と野神講

—— 亀岡市河原林町河原尻東町の野神講を事例として ——

八木 牧人

〔抄録〕

京都府亀岡市河原林町河原尻東町の野神講について、年番が廻し持ちする文書と聞き書きを中心に、近現代の講を取り巻く環境変化と、それに対する講の対応と変遷を辿った。野神講は、東町の一部農家で構成された野神に牛馬の健勝を祈願する講であった。近代には、洪水被害と厳しい経済環境下で、共済機能を維持する努力が認められる。昭和30年代後半に機械化により役牛の飼育が消滅し講の目的が失われたが、親睦会として存続した。河原尻では、自治会が支える愛宕講や、同族集団であるカブを核とする伊勢講が現存するが、これら基盤となる組織・集団を持たない野神講は、平成14年末に休止状態となった。その背景には、集団営農や企業参入という農業経営の変化、ベッドタウン化と農業の後継者難という都市近郊農村の変貌がある。それでも講が形式的に存続している背景には、講の解散が地域社会の一端の崩壊と感じられる事と、全員一致の原則を見出せる。

キーワード：野神、講、カブ、世代交代

はじめに

近世以降の農村における講は、地域社会に形成された組織形態の一つである。筆者は、野神について調査・研究を行ってきたが、現在は多くの野神祭が自治会行事となっており、講という組織形態は、本稿の対象である京都府亀岡市河原林町河原尻東町の事例が筆者にとっての初見である。本稿では、現在休止状態のこの野神講の、近現代における目的、活動、講員構成、組織運営の変遷と現状を、その背景とともに明らかにし、また、他の講と比較した野神講の特徴を示す。その方法として、講の年当番が預かる「野神黨書類箱」、自治体史・地方史等の文献調査、講員やその他の住民からの聞き書きを行った。

（1）講・カブの先行研究

講については、櫻井徳太郎『講集団成立過程の研究』をはじめ、調査報告や事例報告、論考が豊富に蓄積されている。本稿が対象とする京都府亀岡市農村部の社会構造については、1990年代後半の調査に基づく大野啓「家・同族・祭祀——口丹波の株と村落——」に詳しく、「一般的に丹波では、株を同一の村落に住む本分家関係にある家々の集まりと理解して」いるとしている（本稿では「カブ」と表記する）。そして、丹波では「株内とのつきあいをもっとも重要なものであると意識している人々が非常に多い。」という⁽¹⁾。『新修亀岡市史 資料編第五卷』の「川と宮座に生きる村——川関民俗誌——」、「氏子境のある村——太田民俗誌——」は、講・カブ・組の相互関連から村落構造を分析しているが、いずれもカブが伊勢講の基盤となっていることを明らかにしている⁽²⁾。

講は、宗教的、経済的、社会的と分類されることが多いが⁽³⁾、これらの講には他の要素が様々な形で混在している。宗教的な講としては、観音講、念仏講などの仏教系、伊勢講などの神道系の講が挙げられるが、野神を含む自然神を祀る講としては、山の神講が代表的である。

（2）野神の先行研究

野神は、滋賀県、京都府、奈良県、大阪府、徳島県などに見られ、一般に農業のカミ、五穀豊穡のカミとされている。野神の事例報告や論考は奈良県や滋賀県が中心で、京都府については南山城の各自治体史に記述があるが、丹波の野神については、自治体史も含め調査報告や先行研究は見当たらない⁽⁴⁾。

筆者のこれまでの調査では、講という形態で野神を祀る事例は希少だが、以下に2例挙げる。

①滋賀県大津市今堅田の野神神社には、宮座の形態をとった野神講が存在した⁽⁵⁾。しかし、平成18（2006）年から本社（伊豆神田神社）の氏子が「きちがい祭り」として知られる祭礼を引き継ぎ、野神講中は解散した⁽⁶⁾。

②「滋賀県栗太郡栗東町上砥山（筆者注：現、栗東市上砥山）の野神祭では、野神講の当番が野神田の稲を管理し、収穫後にドブクロとして調整し、講中に振舞うことが今でも行われ、野神田は当番家の田をあてている」という⁽⁷⁾。近年は氏子総代が酒造当番を務めている。

亀岡の様々な行事の中で、野神との関係で注目されるのは牛祭りである。6月下旬から7月上旬に子供を中心に行われる牛祭りは、野祭りとも呼ばれ、特に亀岡市曾我部町の犬飼と重利の例が知られている⁽⁸⁾。これらは、役牛が関係し祭日が旧暦7月7日であることが、河原尻の野神祭りと共通している。ただし、亀岡市曾我部町重利軍垂での聞き書きでは、牛祭りが行われる牛塚は、かつて疫病で死んだ牛を埋めた場所とのことで、同様の証言は市史にもある⁽⁹⁾。したがって、異状死した牛を供養する行事であり、野神との関係は確認できない。

1 河原尻の地域社会と講

(1) 河原尻の略史と地理

河原尻は、大堰川⁽¹⁰⁾左岸の亀岡市川東地区に位置し、令和2(2020)年現在の人口は727人である⁽¹¹⁾。明治22(1889)年に河原尻村と南の勝林島村が合併して河原林村が発足し、昭和30(1955)年の亀岡市発足に伴い亀岡市河原林町となった。近世の河原尻村は、元禄11(1698)年以降、旗本武田氏領であった。河原尻の居住域は、東の愛宕山山系か



図1 河原尻の野神の位置

明治四二年測圖大正元年製版二万分一地形図「亀岡」に筆者が追記

ら流れる七谷川^{ななたに}左岸に形成された扇状地の扇端に沿って広がる(図1)。耕地は、居住域北・西・南の七谷川や大堰川の氾濫原である沖積地に広がる。七谷川は河原尻の居住域北端を西に流れ、扇端で北の馬路町から流れてくる古川と合流し、流路を南、東、南と変え、勝林島を抜け保津町域の西端で大堰川と合流する。七谷川の河道は、天井川で通常は水無川だが、洪水時は特に左岸扇状地に水害をもたらした。

(2) 河原林町河原尻の社会構造

河原林町自治会の役員は、任期3年の会長、副会長、会計、各区からの委員で構成されている。会長と副会長は、河原尻と勝林島から交互に選出される。河原尻の5集落、高野町・綾町・東町・中町・北町が区となっているが、家並みは連続している⁽¹²⁾。各区にも自治会があり、その下部に10戸ほどの世帯で構成された隣組が編成されている。これら河原林町自治会——区自治会——隣組は、市の行政末端組織としても機能している。

亀岡市の多くの地域で、先行研究でも重視しているカブという同族集団が見られるが、河原尻も例外ではない。カブの中でも血縁が濃い親戚は、カブウチ(株内・カブチ)と呼ばれる。カブウチは集住していることが多いが、表1に示すように、さほど顕著な傾向を示しているとは言えない⁽¹³⁾。また、遠隔地に住む親戚とは互いに本家、分家と言う。さらに、少ない姓の世帯が集まり、擬似的なカブを作ることがある。このようなカブでは、擬似的な兄弟付き合いやカブ内での婚姻も見られる。

表1 五垣内別姓の分布（ゼンリン住宅地図B4判亀岡市 202010より筆者作成）

姓	高野垣内	綾垣内	東垣内	中垣内	北垣内	合計	姓	高野垣内	綾垣内	東垣内	中垣内	北垣内	合計	姓	高野垣内	綾垣内	東垣内	中垣内	北垣内	合計
1	1	2				3	26	2	1				3	51	1	1		1	2	5
2					1	1	27	1					1	52		1				1
3		1				1	28				3		3	53					1	1
4	3					3	29	1					1	54	1	2	2			5
5	3					3	30	1				1	2	55		1				1
6		1				1	31			1			1	56		3		2		5
7		1				1	32		2				2	57			2			2
8				3		3	33					3	3	58			1			1
9		1		2	2	5	34					1	1	59		1				1
10		1				1	35		2		3	1	6	60				1		1
11			1			1	36					1	1	61					1	1
12				1		1	37			1			1	62			2	1		3
13			1			1	38	2					2	63		1	1	1		3
14	1					1	39			1			1	64	1					1
15	1					1	40				1		1	65	1					1
16	1					1	41					1	1	66	1					1
17	1				4	5	42			1			1	67		1	2			3
18		1				1	43		1				1	68			1			1
19			2		3	5	44		2		1	4	7	69		1				1
20	1					1	45					2	2	70			1	1	1	3
21			1			1	46					3	3	71		1	4	1	1	7
22	1					1	47				5		5	72	1			1		2
23					2	2	48			1	1		2	73	2				1	3
24		2				2	49			1			1	74			1			1
25	8	2		1		11	50			1			1	合計	36	33	29	30	36	164

太枠は東町の野神講員の姓を示す。（註：表2とは元資料が異なるため講員数は一致しない）
五垣内の範囲は国勢調査町丁・字等別境界データセットによる。

（3）七谷川の洪水

享保13（1728）年、東隣の国分村との境に近い扇頂付近で七谷川左岸の堤が決壊し大水害となった。その後、北方と呼ばれる中所（現、中町）と北所（現、北町）から、洪水の水流跡を恒久的な分水にしたいという願いが奉行所へ出された。南方と呼ばれる高野、綾子（現、綾町）は、恒常的に洪水の被害に晒されると反対したが、分水の工事は徐々に進み、19世紀初に完成した。これにより水害被害は、七谷川本流と古川や分水の合流地点付近、その下流の勝林島が主となった。それでも、河原尻居住域の水害は大正期まで度々発生しており、村外や村内他所への転出・転居、空いた土地への村外から転入が少なくなかった。それは、井戸跡が多数点在すること、同じ姓が各区に分散していることからうかがえる。河原尻の姓の数が多いこ

とは、明治初期に河原尻では238戸に対し76姓だったが、南保津村は313戸で55姓、馬路村は290戸で12姓であったことからわかる⁽¹⁴⁾。河原尻で生活を維持するうえで、七谷川の水防、発生時の対処は極めて優先度が高く、そのためには近隣の人々との団結、協力が必須であった。こうした背景から、隣組や区という地縁を重視する傾向が醸成されたようである。この点は、カブ内のつきあいを重要視するという、大野が亀岡市全般の特徴として挙げている傾向とは異なる、河原尻地域社会の特徴と言える。

2 河原尻の講

安永2(1773)年の土地名寄帳に、10種45講の講田が「伊勢田一二、庚申田八、観音田七、愛宕田五、祇園田四、高野田三、大原田三、常夜燈田一、燈明田一、御宮御供田一」存在したという記録がある⁽¹⁵⁾。しかし現在残る講はわずかである。

(1) 旧村社日吉神社

河原尻の旧村社は日吉神社である。河原尻の産土神にふさわしく、居住域の中央北端に位置する。嘉吉3(1443)年に草分けといわれる中野氏が近江国日吉神社を勧請したと伝わり、祭神は大山咋命である。中津川、茨木、八木、山田、湯浅の五苗と呼ばれる国人で構成された長棧ちようさんという宮座により祭祀がおこなわれていたが、明治10(1877)年にこの宮座は解散し、「村内無洩毎戸より守護可致義ニ取究」められ村の運営となった⁽¹⁶⁾。現在は、各区から1名の氏子総代が選出されている。神社明細帳によると、近代には河原尻村字高町(現、河原林町河原尻高町)に約5反の神田を持っていた⁽¹⁷⁾。神社明細帳に記載されていないが、『故郷鎮守の森 亀岡神社誌』に、「境外社として大將軍社(例祭十二月二十三日)、野神社(例祭八月七日)がある⁽¹⁸⁾。」という記述がある。しかし、少なくとも現在の氏子総代にこうした認識はないようである。

(2) 大將軍講

本来の大將軍は陰陽道の方位神だが、近畿地方では疫病が村に侵入するのを防ぐカミとして祀られていることがある⁽¹⁹⁾。かつては河原尻居住域の北端と南端に祀られていたが、これらの位置から、疫病が村への侵入することを境界で防ぐという意図がくみとれる。いつしか南の大將軍は消滅した。創建の理由は、子供が疱瘡(天然痘)で死んだためと言われる。北の大將軍は北町北東端の七谷川河辺林の端にあり、木造の社に祀られていたが、神社明細帳には登録されていない。

大將軍講は、北町の住民のみで構成された10人ほどの講であるが、講員から、高齢化のため、祭礼、参拝、掃除が負担になるという声が挙がった。当時、講の会計担当者は、日吉神社

の北町の氏子総代でもあった。そこで彼は、大將軍を日吉神社の境内社として移す事を、宮司や他区の氏子総代に提案した。大將軍講には、社を新築し宮司へ祭典の謝礼を払う資金があったこともあり、他区の氏子総代は了承し、宮司も同意した。宮司は大將軍社を境外社と認識していた可能性がある。こうして、令和元（2019）年12月に、大將軍の社は日吉神社の鳥居脇に遷座した⁽²⁰⁾。遷座の後、講は新しい社へは自由参拝とした。

（3）伊勢講

現在、少なくとも二つの伊勢講が存在する。聞き書きによると、野神講の講員の1人は、その内の一つの伊勢講にも加入している。講員4名はすべて男性で、平成27（2015）年頃に講の積立金で伊勢参りを行った。積立金は、この旅行ではほぼ使い切り、その後積み立ては行ってない。伊勢の宿で、講解散の話を持ち出したが、形だけ残せという意見が出たために結論は出なかった。

もう一つの伊勢講は、「本家とイエ、カブウチを守るために、大工、左官、瓦屋を配置したような構成」になっており、伊勢参詣の頻度も高いという。川関などと同様にカブウチと伊勢講が対応するが、講には血族の範囲を超え、建築物としての家を新築・補修する付き合いが長い業者が含まれているのが特徴である⁽²¹⁾。

（4）愛宕講

愛宕講の行事は、区の自治会行事となっている。亀岡市川東地区では広く愛宕信仰が見られるが、河原尻のようにすべての区で自治会行事となっている例は珍しい。集村のため、住民は区として火伏せのカミを祀る意義を理解しやすい。かつては三夜待⁽²²⁾として、旧暦2月23日に酒肴をともない深夜の月の出を待ち、それから成人の全員、または代表者が、愛宕山の愛宕神社へ参拝した。七谷川に沿って東の山へ入り、京都市右京区越畑^{とういん}の宕陰小学校（現、宕陰小中学校）近くの登山口から愛宕神社へ歩いた。この形態は、各区とも次第に簡略化されてきた。愛宕神社へは、新暦2月23日に、子供達が早朝に出発し正午までに戻る形に変わった。現在は、参拝する神社が近くの亀岡市千歳町国分の愛宕神社（元愛宕と言われる）へ変わっている。大人達は区の会議所で、子供達が戻ったあとに会食する。

また、おおむね隣組ごとに1基ある常夜燈に毎晩燈明を灯す。常夜燈の隣には必ず木製の御札箱が立っている。かつては、油の入った土器^{かわらけ}が入った箱を毎日隣家へ廻した。箱を受け取った家の人は、夕方になると常夜燈へ火を灯しに行き、かつては中の火を消さないように箱を持ち帰り、一晩消さず翌日に隣家へ廻していた。現在も常夜燈に燈明を灯すが、廻ってくる箱には「今晚常夜燈へ燈明をともしに行ってください」と書いた紙が入っているという。

形式的には任意となっている転入者の隣組への加入は、実質的に区自治会と愛宕講への加入、河原林町自治会への加入、さらに日吉神社の氏子となることに連動している。自治会や隣

組への加入は、行政の前提となっており、加入しないと回覧板が回されないなどの不都合がある。このような問題を内包しているが、栗東町上砥山の事例と同様に、地域団体を基盤としている点が愛宕講の強みと言える。

(5) 野神講

野神は、東町、綾町、北町の3箇所に祀られている(図1⁽²³⁾)。すべて神社明細帳には登録されていない。これらの中で、講の存在が確認できたのは、東町の野神講のみである。

現在、北町の野神の石祠は放置状態で、七谷川の河川改修と道路建設により移された石仏や石碑と共に古川との合流点近くに置かれている。軒唐破風がついた横に長い石祠で、祠の下部に置かれた長方形の石に「野神社」と右横書きで彫られている。中の3体の石仏は、移動した際に収められた可能性が高い。

明治42年測図大正元年製版二万分一地形図「亀岡」には、七谷川と古川の合流点近くに塚が描かれている。聞き書きでは、そこは不慮の死をとげた牛馬の死体を埋めた牛塚であったという推測が聞かれた⁽²⁴⁾。そうであれば、そこは曾我部町の犬飼・重利と同様の場所で、野神と牛塚を結びつける事例となり得る。しかし、過去の記録も記憶も存在せず確認は難しい。

綾町の野神は、綾町区域北東端近くの木立の中に祀られている。石で囲ったわずかな高さの基壇上に、寄棟に唐破風が付いた石祠がある。扉はなく、内部背面の壁石に「野神」と彫られており、その手前に縦長の石が置かれている。他区住人の年代不明の記憶では、牛を祠の周りを歩かせ、酒を供えていたという。この野神は現在、80代の男性1人が護っているというが、健康状態が思わしくなく聞き書きはできなかった。綾町の野神講の存在は、確認できていない。

東町の野神は、七谷川右岸(北側)堤防に接する林の中に祀られている。綾町と東町の野神は、河原尻財産管理会所有の土地にあり、かつての入会地と考えられる。今回は、この東町の野神講について調査を行った。

3 東町野神講の史料

(1) 「野神黨書類箱」

10人の全講員が年替わりに2名ずつ当番を務めるが、その1人が、紫色の風呂敷に包んだ「大正九年壹月新調 野神黨書類箱」と書かれた木箱を1年間預かる。講を「党」と称する事例は珍しい。川関には、「宮の党」という12歳~13歳の男子が神社の当役となる成人儀礼があり、また、その経験者が戸主になった後、年齢順に当役を勤める「経の党」があった。これらは役割の名称だが、彼らが当役を務める行事名にも「当」や「党」という語、文字が使われるようになったとされる⁽²⁵⁾。一方、近世の河原尻では、日吉神社の春秋の祭礼で、五苗の男子

が「一代頭（一代当とも書く）」と称して頭役を勤めていた。この「男子」に成人儀礼のような性格があったのかは不明である。また、河原尻では、1月3日に日吉神社で「経の頭」という大般若経の転読が行われていたが、川関の「経の党」行事も大般若経の転読である。これらのように、両村で役割名と行事名の両方で「トウ」が使われており、この語と文字の用い方に地域的な広がりがあったことが察せられる。

野神講については、下記②第一条に「本黨ヲ野神黨ト称ス」とあり、「野神黨」は団体名である。「野神講」と呼ばれた正月行事を「野神黨」と呼んだ記録はなく、若い男子が野神講の行事に係わった形跡もないが、役割名・行事名としての「トウ」の影響から、団体名を「野神黨」と称したことが考えられる。なお、聞き書きを行った講員は、「野神黨」という言い方は聞いたことがないと語っている。

2022年の当番に御願ひして、箱の中を見せていただいた。収められていた文書等は、以下のとおりである。

① 「明治三十一年 農神当番顔附帳」（以下、顔附帳）

美濃紙判と思われる横折紙を綴じている。㊦くずし字のもの2枚、㊩楷書のもの1枚、㊪楷書のもの1枚、の3種類の規約下書きと、明治31（1898）年から5年間5組の当番名が記されている。講員は12名で、3組が2人、2組が3人で当番が編成されている。筆跡から、㊦と当番表は、明治31年のものであるが、㊩㊪が書かれた時期は判断できない。

聞き書きでは、「農神」と書かれていることに違和感は少ない。「野」と「農」の発音の近似性を指摘する人や、「『農神』だと思っていた」と発言した人もいた。

② 「大正六年八月七日 野神黨改正規約書」（以下、改正規約）

青色の罫線が付いた縦折紙を用いている。これも、野神講ではなく野神黨としている点が目につく。改正規約としているが、改正前の規約は顔附帳の下書きしか残っていない。顔附帳にあった8月の野神祭りの神饌や、正月の野神講の食材の記述がなくなり、神職への祈禱料が追加された。当番は2人ずつ5組に編成されており、講員は10名になっている。規約の後ろには、その後の規約改正内容が、平成14（2002）年まで記入されている。

③ 「昭和七年一月初メ 野神黨栗畑勘定帳」（以下、勘定帳）

団体名は、やはり「野神黨」である。顔附帳と同様の用紙、綴じ方である。最初に栗畑借受契約の内容、以降のページには、会食や旅行の収支などが記されている。

③ 「野神講引継簿 昭和五七年～昭和六三年 平成元年～」

市販のノートに、今年度（2022年）まで年ごとの当番2名の名前が記されている。ただし、この7年間はすべて同一人の筆跡である。2名の当番は、5年ごとに廻るたびに記入順序が入れ替わる。2名のうち、先に書かれた当番が「野神黨書類箱」を預かっている。

④ 平成3年までの領収書綴

包装紙でくるまれ、封がしてあるため、内訳は③④で把握可能と判断し開封していない。

⑤ 普通預金通帳 2冊

講の積立金の預入、払出し、残高が記帳されている。

⑥ 「野槌大明神」の掛け軸

北野天満宮宮司香西大見(在職：1946～1979)の筆である。「野槌」は、『日本書紀』にある「次生草祖草野姫、亦名野槌」のことで、野神の『日本書紀』上の名である。現在、野神講をノヅチ講と呼ぶことがある講員がいるが、それはこの掛け軸に依るのかもしれない。

表2 野神講の組と世代交代

組	明治三一年	組	大正六年	昭和一四年	昭和四三年	平成一〇年	平成一四年	令和三年
1	A-1	1	A-2	A-3	A-4	A-5	A-5	A-6
2	Ba-1	1	Ba-2	Ba-3	Ba-3	Ba-4	Ba-4	Ba-5
1	C-1	—	—	—	—	—	—	—
4	Bb-1	2	Bb-1	Bb-2	Bb-3	Bb-3	Bb-3	Bb-3
2	Da-1	2	Da-2	Da-3	Da-3	Da-4	Da-4	Da-4
2	E-1	—	—	—	—	—	—	—
3	F-1	3	F-2	F-3	F-3	F-4	F-4	F-4
3	Bc-1	3	Bc-2	Bc-2	Bc-3	Bc-4	Bc-4	Bc-4
4	Bd-1	4	Bd-2	Bd-3	Bd-4	Bd-4	Bd-4	Bd-4
4	Be-1	4	Be-2	Be-3	Be-3	Be-4	Be-4	Be-5
5	G-1	5	G-2	G-2	G-2	G-3	G-4	G-5
5	Db-1	5	Db-2	Db-3	Db-3	Db-4	Db-4	Db-5

(2) 祝詞

野神祭りで奏上する祝詞を、2022年に80歳となる日吉神社の宮司が所有している。先代の宮司(表2)F-3氏が作成したという⁽²⁶⁾。

(3) その他の史料

『新修亀岡市史 資料編 第二巻』には、出典を「河原林町自治会文書」とする引用がいくつかある。しかし、河原林町自治会の事務局に問い合わせたところ、そのような文書は保管していないという回答であった。ただし、各区にある集会所に、古文書や絵図が保管されている可能性があるとも言われた。また、同書や『新修亀岡市史 資料編 第三巻』には「遠山泰之家文書」を出典とするものがあるが、これらは現在も遠山家に所蔵されている。

4 東町野神講の行事と運営の変遷

(1) 明治期～昭和20年

顔附帳⑦の第二条に、「本黨ハ古来東町内同志ノ者相語り合イ野神ヲ祀リ毎年旧曆七月七日ト全月十六日両度ニ牛馬率キテ例トナシ来リソノ際之レヲ旧曆七月七日ニ一度参拜スルコトニ改メタリ。」とある。顔附帳⑦1頁、改正規約第二条も、ほぼ同じ文言である。顔附帳⑦にも「古来」とあるので、野神講が近世から存在し、牛馬を連れて7月に参詣していたと判断できる。なお改正規約第拾条は、青色で「毎年新曆八月七日ノ例祭ハ神主ノ御祈禱ヲ受ケ御

祈禱料ハ一回金五拾銭ト定メ年番ノ自辨トス」と書かれている。この部分は改正規約作成後に追記されたようだが、野神祭りに神職が参加していたことを確認できる。この神職とは、当時の講員である日吉神社宮司（表2）F-2氏であろう。顔附帳⑦2頁には、当番が茄子、ささぎ（ささげ）、いんげん、唐辛子、青もの一式を用意することになっているが、これらは旧暦7月7日の野神祭りの神饌と思われ、亀岡の一般的な盆の供物との共通性が認められる。

前記安永2（1773）年の土地名寄帳には野神田の記載はなく、この時点での野神講やその講田の存在は確認できない。しかし、顔附帳⑦1頁、⑨第三条、改正規約第五条によると、維新の際に4箇所の講田のうち3箇所を売却し、代金を講員に分配している。残った1箇所の田は、徳米に充てる分が得られず、代わりに当番他4人がこれを納めねばならなかった。結局この田を売却し、その代金を講の資金として預金している。この徳米とは、米の売却代金のことであろう。長野県諏訪市湖南南真志野の山の神講を調査した米地実は、講田の売却の経緯を次のように記している。

諸記録による限り、幕末以来の講の一側面を知ることは可能であるが講としての共有耕地を所有していた期間があり、それが明治改元を中心として数年間に軌を一にするかのように共有耕地を売却しており、売却金を講員に貸付け、その利子で講の会合費用を捻出するようになっていた。（中略）共有金を分配してしまった講もあり、また後に再積立による共有資金蓄積を行なった例も存在する。一人数両借りうけるものもいた⁽²⁷⁾。

河原尻でも同様に講田を売却し、講員への代金の分配が行われた。その背景には、現金収入に乏しい農民が、地租改正により収穫高ではなく、土地評価に基づく税を金納せねばならなくなったことがあったと考えられる。改正規約第五条第二項に、向こう5年間は、当番が各講員から玄米2升と裸麦2升を集め世話方に提供し、世話方はそれらを市価で売却し代金を講の定期預金に預けるという規定がある。この制度には、講の資金が十分に確保できるまで続けるという但書があるが、実際に廃止された時期は不明である。改正規約第七条では「黨員一同毎年一月廿日年番者ノ宅ニ相集リ懇親ヲ厚クスル為メ茶話會ヲ開ク。但シ當日年番者ヨリ茶及ヒ煎餅貳斤ヲ自辨ニテ差出スモノトス。」とあり、1月20日に開かれる野神講は、当番が茶と煎餅を出すだけの茶話会であった。勘定帳の最初のページには「栗畑反別」と題し、1反歩につき年貢米2斗を払う契約で、2反8畝10歩の栗林を借り、小作料を昭和14年度まで米5斗6升7合とするという契約が記されている。これは、講田の代わりに、当時盛んに栽培されていた栗の販売代金を講の資金としようという意図であろう。顔附帳④と改正規約第五条第四項は「以上ノ金穀ハ黨奈加ノ者其他ノモノヘモ一切貸付ナス間敷キコト、ス。」と同一文で、講の積立金を貸し付けることを禁じている。文面から、先に引用した長野県諏訪市湖南南真志野の山の神講とは異なり、頼母子講としての機能を排除していることがわかる。

改正規約は、第一条で講の名称を定めているのは妥当だが、第二条には講田を売却した顛末が書いてあるという、違和感がある構成になっている。規約全体が、講の資金蓄積のために組み立てられているようにさえ読みとれる。野神講は、伊勢講などのように代参の費用を積み立てる必要はないはずであり、野神祭りの際に大規模な行事が行われていたという記録や証言もない。8月と正月の年2回の行事は、当番が現物を「自辨」することになっていた。筆者は、講の積立金の目的は、洪水に備えた損害保険のような性格であったのではないかと推定する。明治34(1901)年、明治43(1910)年に発生した水害により、東町では家屋が土砂に埋まるなどの被害が発生したと伝わる。顔附帳に記載のある講員のうち2人の名が改正規約に見えないのは、洪水被害により彼らが再建を諦め東町から去ったためである⁽²⁸⁾。野神講には、このような事態を避けられるように、資金を積み立てる共済会としての機能があったのではないだろうか。しかし、昭和10年代以降に生まれた人たちからの聞き書きでは、この時期の積立金についての情報は得られていない。

改正規約や勘定帳が書かれたのは、亀岡で地主と小作の間の緊張が高まった時期だった。改正規約は、大正7(1918)年に馬路村で小作争議が発生する前年8月に作成された。昭和4(1929)年11月に河原尻で発生した「河原林小作争議」は、昭和6(1931)年3月によりやく終結した。その調停委員会に出席した小作代表に、(表2) B姓の人物2人が見られ、野神講のほとんどの講員は、小作農や一部自作の小作農であったと思われる。勘定帳は、争議終結の翌年1月の作成である。そこには栗畑借受契約に続いて、山仕舞の会食収支が昭和7年1月28日付けで記されており、講としても一段落した様子が見える。

(2) 昭和20年代～昭和64年

昭和25(1950)年1月15日付けで規約が改訂され、正月の野神講は1月20日から1月15日に変更され、かしわのすきやきを中心とする会食となった。昭和25年は、河原林村の農地改革が完了した直後で、講員の生活が落ち着き、講の運営を見直す機運が生じたことが感じとれる。昭和20年代後半には、講員の(表2) Bc-2氏が、亀岡市発足直前最後の河原林村長となり、講員の経済力や社会的発言力が増していたことがうかがえる。

(表2) F-4氏や、夫が講員である昭和19(1944)年生まれの妻からの聞き書きによると、昭和30年代正月の野神講は、1月15日午前11時50分に野神へ参拝し、その後当番の家(宿と呼ばれた)に集まり、床の間に野槌大明神の掛け軸を掛け、御神酒を供え拜んでから会食に入った。勘定帳を見ると、野神講での当番の負担軽減策として、昭和55(1980)年に、当番はかしわのすきやきだけを用意することに、平成12(2000)年には当番宅ではなく飲食店で行うことに改訂された。勘定帳には、そのほか昭和37年1月28日の城崎への旅行、昭和45年3月1日～2日の南紀白浜への一泊旅行⁽²⁹⁾が記されている。その後の内容は、昭和47年3月に枯れた松の木を材木店に売却した代金の記録を除くと、野神講での会食費用と毎年の積立

金額だが、積立残高は年々減少している。昭和 60（1985）年の会計記録では、酒 2 升、かしわ 5 キログラム、寿司 10 人前、ウイスキー 1 が、講の積立金から支払われている。このように、昭和 20 年代後半からの野神講は、親睦会の性格が強くなっている。

規約には、顔附帳⑦ 2 頁の記述以降に、改定も含め野神祭りの神饌については何も書かれていない。前記の婦人からの聞き書きでは、1960 年代頃までは、当番の家で大豆を炊き、それを野神に供え、宮司の祭典後に参加者がその場で食べた。また、家に持ち帰り、カイバに混ぜて牛にも食べさせたという。

（3）野神信仰

野神がどのような経緯で、どのようなカミとして、いつ祀られたのか、また野神講が結成された時期は野神が祀られた時期と同時期であったのか、それ以降であったのか、などは知る術がない。先に引用した南真志野の山の神講の講員は山仕事にかかわっており、その山を司る神である山の神と生業の関係は明確である。河原尻東町の野神と生業を結びつけるものは牛馬であった。顔附帳⑦⑨、改正規約第二条に古来牛馬を連れて参拝していたと書かれていることから、野神が牛馬を護るカミとして崇拝されていたのは明らかである。ただし、野神が祀られた時期と、牛馬を護るカミとされた時期の前後関係は不明である。また、顔附帳⑨の記述から、近世に牛馬を野神へ連れていったことは確認できるが、これは明治 31（1898）年当時も行われていた裏付けにはならない。牛を野神祠の回りを歩かせていたという綾町についての前記の証言は、昭和 10 年代か 20 年代の記憶と推定されるので、東町でも、同時期までは野神に牛を連れて詣っていたとしてよいだろう。前記の婦人は、牛馬を率いて野神に参拝していた記憶は無いと語っているので、この風習はおそらく昭和 20 年代後半には廃れていたと考えられる。

（4）牛の飼育

明治後半に河原尻では、牛 97 頭、馬 32 頭を耕作や自家用運搬に使役していた⁽³⁰⁾。しかし、農耕馬は、明治後期に以下の肉牛育成プロセスが確立するとともに姿を消した。農家は、博労が連れてきた 1 歳の仔牛を引き受け、約 2 年間役牛として使役し育てた後、再び博労に引き渡す。博労は、成長した牛を、仔牛を売った時よりも高く買い取り、差額が農家の収入となった⁽³¹⁾。この仕組みは 1950 年代にピークに達したが、1960 年代前半になると、耕耘機等の普及により終焉を迎えた⁽³²⁾。当時の講員がどの程度認識したかは不明だが、役牛の飼育が消滅すると、野神を祀る意義は消失した。さらに、近現代の数度の七谷川治水事業により、東町の水害の危険性は減少していた。これらが、河原尻や東町という地縁、カブという血縁を基盤としない野神講の、以降の動向を決する要因となったと言える。

(5) 野神講の活動と構成

東町の野神講で、正月の野神講と8月の祭り以外に、どのような活動が行われていたのかは、勘定帳の栗林と山仕事の記載を除くと不明である。現在、東町の農家の耕地はすべて七谷川右岸（北側）にあるが、講に加入しているのは東町の約半数であり、区全体が参加した講ではない。また野神講は、隣組のような東町内の特定の地区に偏った集団でもない。ただし、講が結成された時点で、東町のすべての農家が講に加入していた可能性を否定する裏付けもない。現在もB姓が講員の半数5名を占めるが、他の区にも3軒のB姓があり、このカブが講の運営の中心になっていたとは断じられない。ただし、他の区に住むB姓は、水害などで現在の区へ転居したとも考えられ、かつてB姓が東町で有力なカブウチを形成していた可能性は高い。

聞き書きによると、代々家長に相当する男性が講員を継いできた。父親が嫡男に講員を継ぐのは、概ね50代だった。この慣例に最後に従ったのは、普段は河原尻に居住していない現在50歳前後のBe-5氏である。ただし、昭和40年代には女性の名が講員として記載されており、少なくともこの時期以降、男の家長相当者という暗黙の講員条件は崩れていた。

一般に講の特徴の一つとして、講員間の関係は対等であることが挙げられている。野神講の規約を見ても、当番は5年ごとに各人に平等にまわる。正月の野神講の宿提供の役は10年ごとに廻ってくる。講を維持するための負担も全講員一律である。ただし、改正規約の第三条には「本黨ニハ世話方貳名ヲ置キ総テノ事務ヲ處理セシム」、第四条に「世話方ハ満三ヵ年ヲ一期トシ其都度選挙ヲ行ヒ之レヲ定ム 但シ再選スルモ妨げナシ」とあり、事務局的な役割を果たす世話人制度が、年当番の他にあった。

講員の中で異色なのは、恐らく唯一の地主であった日吉神社宮司のF家である。日吉神社の社地とは別に、五苗の一つであったF家が東町の耕地に土地を所有し、他の講員がそこを借りていた可能性はある。そもそも、日吉神社の宮司が野神講に参加しているのは、奇妙に思われる。近現代に神社整理などで神社の境内外に移された野神の祭りに、神社の神職が祭典を行うことは各地で見られる。しかし、神社の宮司が、自然神の講に講員として参加している事例を、筆者は他に例を見いだせない。F家は近世から講員であり、宮座解散後に日吉神社の宮司（当時は祠掌）になったという推測は可能だが、裏付けはない。いづれにしても、かつて五苗に名を連ね、日吉神社の宮司であるF家は、講の中で特殊な立場であったはずだが、具体的な証言は得られていない。

(6) 平成～現在

勘定帳の最後に、平成14(2002)年12月23日の申し合わせ事項が書いてある。

一、農神さんを八月一日前後、十二月末日、年二回当番において清掃し、お参りは自由参拝とする。

二、積立金は、年金五阡円とし、毎年一月十五日までに、当番において徴収する。

参、毎年一月十五日の農神講は、当分の間、取りやめて、積立金額によって、旅行等を、その時の当番において計画するものとする。なお、不参加者には、積立金の相当額を返金するものとする。

この申し合わせ以降、野神への参拝を続けたのは、(表2) F-4 宮司の他は、Ba-4 氏、Bd-4 氏だけで、それも数年前に途絶えた。旅行や積立金の徴収も行われていない。それでも、「農神黨書類箱」は廻っている。実際の活動として現在も行われているのは、8月1日前後と12月末日に野神の祠の周囲を清掃することだけである。2022年までの数年は、日吉神社の宮司1人が8月7日に野神の祠に行き、祭典を続けている。

5 社会・経済環境の変化と意志決定

(1) 社会・経済環境の変化

野神講が衰退した原因は、役牛の消滅や水害の危険性減少だけではなく、河原尻の農業を取り囲む環境変化によるところが大きい。昭和58(1983)年の河原林町営農組合設立の頃から、環境変化は徐々に始まっていた。平成10(1998)年から2年間、「緊急生産調整推進対策」が実施され、水田の稲作を、麦、大豆などへ集団転作する政策が進められた。しかし、この時、米以外の作物栽培や裏作に拒否反応を示した人が少なくなかったことが、聞き書きの言葉の端々からうかがえる。この時期に、区ごとの農家組合も結成され、営農組合と共に農作業や転作物栽培の請負を行った。平成17(2005)年には、河原林町全体の圃場整備が完了し、大型農機の使用が可能になった。これは、関連法規改正とともに、農地所有適格法人としての企業の耕地買収、あるいはリース法人としての定期借地を可能にした。これらの耕地では大豆や野菜などが栽培されているが、住民はその農作業に、ほとんど関与していない。このような農業を取り巻く環境変化は、年長者達が販売農家の個人事業主として地域を主導していたそれまでの地域社会の仕組みを、根本から変えつつある。直近の20年間で、5人の講員が入れ替わっており、野神講の人的新陳代謝はとりあえず継続している。しかしその内3人は、亡夫のあとを妻が引き継いだものである。講員を子供世代へ交代できない理由は、野神講が、すでに過去のものと思われていることもあるが、それだけではない。河原尻は都市圏への通勤が可能のため、子供世代の多くは給与所得者として農業以外の職業で収入を得ている。土曜・日曜にも出勤するサービス業に従事している人達は地域活動に参画できる時間が取れず、また退職年齢が上がったため、参画できる年齢が高くなった。子供世代は、河原尻から転出する例が多い一方、親世代の家の敷地内に別棟を建てる敷地内同居をする例も少なくない。背景には、親が同居を望むこともあるが、都市部の住宅価格が家計に及ぼす経済的負担の問題もあ

る。東町の国勢調査による老人ホーム入居者を除く人口は、平成17(2005)年の154人、36世帯から、令和2(2020)年は92人、38世帯へと変化している。人口減に対し世帯数が微増しているのは、子供世帯が敷地内同居により別世帯となったことを反映している。一方、就業者に占める農業従事者は平成17(2005)年の74人中18人が、令和2(2020)年には43人中4人となっている。農林業センサスによると個人経営体で農業を主業、準主業とするのは各1戸のみである。ただし、外部からの転入者が主体である不動産業者による宅地造成地とは異なり、敷地内同居世帯では世帯の1人は地元出身者であるため、自治会や隣組への加入の抵抗感はなく、そのためこれらの地域団体活動は維持できている。

(2) 全員一致の原則

愛宕講には区自治会という組織の後ろ盾があり、カブという血縁に支えられた伊勢講も存続の可能性を残している。しかし組織基盤が脆弱な野神講は、大津市今堅田の野神講と同様の状況に陥っており、現状のまま現世代で消滅してしまう可能性が高い。聞き書きした1人は、当番として木箱を渡されても、そのまま置いておくだけで中の文書を読んだことがないと、講の形骸化の一端を語った。祠周囲の清掃も継続できるのか疑わしい。こうした現状でも、講員は積極的に野神講の解散を議論する意志はないようである。

米地は、「彼らはなぜ山の神講として家の互助集団を、毎年一回会合することによってのみ存続させているのであろうか。」という問いを立てた。「現在においてその家の互助集団としての存続の意味を考えると、表面的に考える限り、まったく無意味な存在のようにも思われる。しかし、講を消滅せしめようと積極的に主張するものもあるが、多くの人は消極的ではあるが、存続を忌否せず、継続している。」という。その背景には「成員である各家の危機に直面した際に、速かにこの家の互助集団の機能を変化させる可能性をもっていることを彼らは長い間の社会保障制度のほとんど無かった期間を通じての蓄積された経験によって感じていたように思われ」、「講は家の互助集団として何らかの意味での家の存立を保証する集団の一種として存続している」と分析している⁽³³⁾。しかし、河原尻の現在の野神講講員に、このような意識が沈潜しているようには見えない。

前記のように、この30年ほどの間の農家を取り巻く環境変化は、行政の農業政策によるところが大きい。それ以上に農業の後継者難が大きな比重を占めている。講員世代は、自ら営農できる年齢ではなくなりつつあり、農地を企業にリースするなど、自ら変化を促進する方向へ決断をせざるを得ない場合もある。一方、子供世代の敷地内同居が少なくないにしても、彼らは地域活動に時間を割くことが難しく、地域活動の様々な役割は、ますます70歳以上の高齢者に依存している。それは、河原林町自治会、区自治会、隣組などの役職のほか、土地改良区、財産区管理会、老人クラブ、子供会などの運営と多岐にわたる。彼らに支えられたこれらの団体は、子供世代も含め、形を変えながらも地域社会を支え続けることを期待されている。

地域社会への期待の内容と程度は人により異なるが、明示的な講の解散は、自治会などの団体とは無関係であるにしても、様々な団体の活動を支え、地域社会を維持しようとしている講員の努力の一端を無にするように感じる人がいても無理はない。仮に講の解散が提案されても、先記の「講の解散の話を持ち出したが、形だけ残せという意見が出たため結論は出せなかった。」という伊勢講の例のように、「もっとええことはないだろうか。」と反対する人が1人でもいると、提案者は、その場では提案を一旦引き下げ、「あいつのせいでは止めることになったとなすりつけられる」ことを避けるだろう。複数の団体で複数の役割を分担し協働せねばならない地域社会の中で、人間関係に不和の種を蒔くことは避けねばならない。子供世代にとっては、寄合民主主義の特徴である全員一致の原則は「田舎の“しんどさ”」で、積極的には係わりたくないであろうが、彼らの多くも、同様の立場では同様の行動を取るのではないだろうか。

おわりに

本稿では、京都府亀岡市河原林町河原尻東町の野神講の近現代における変遷を辿ってきたが、以下が明らかになった。

- ①野神講は、河原林町河原尻東町に在住し、農家の家長的な立場の有志で構成された野神を祀る講であったが、水害時の金銭的互助の機能も有していたと推定される。
- ②野神は、近世から牛を守護するカミであった。1960年代前半の役牛飼育の消滅は、野神を祀る意義の消滅でもあった。その後の講は、講員の親睦の場としての性格が強くなった。
- ③現在も具体的な活動が確認できる講は、自治会行事としての愛宕講、カブを背景とした伊勢講のように、地縁、血縁を基盤として持っている。それに対し、これらに依存しない野神講は、社会環境変化へ対応できず、講としての活動は停止している。
- ④世代交代が進まず高齢化した講員は、講の解散という地域社会の変化を急ぐ意志決定を積極的には望まず、それを提案する者はいない。その底流には全員一致の原則が見える。

大將軍講の例は、野神祭祀存続の前例となり得るかもしれないが、講員の中からそのような提案が出される可能性は低いように感じられる。もうしばらく、聞き書きと観察を続け、行く末を見守りたい。

〔注〕

- (1) 大野啓 2000「家・同族・祭祀——口丹波の株と村落——」 八木透／編『フィールドから学ぶ民俗学——関西の地域と伝承』昭和堂 所収 24頁、26頁
- (2) 亀岡市史編さん委員会／編 1998『新修亀岡市史 資料編第五巻』京都府亀岡市 87頁、283頁
- (3) 長谷部八朗 2013『「講」研究の可能性』慶友社 8頁など

- (4) 亀岡市では、蕪田野町佐伯垣内亦の蕪田野神社、千代川町千原安田の藤越神社、^{みやぎ}宮前町猪倉の^{きさば}篠葉神社に野椎命が祀られている。『古事記』に「次生野神 名鹿屋野比賣神 亦名謂野椎神」とあり、野椎神は野神である鹿屋野比賣神の別名である。これらは、かつて亀岡市に広く野神が祀られていたことを示唆しているが、更に調査、検証が必要である。
- (5) 小栗栖健治 2005『宮座祭祀の史的研究』岩田書院 125頁
- (6) 加藤賢治 2012「宮座の祭礼～今堅田に伝わる祭礼「野神祭り」に見られる現状～」成安造形大学附属近江学研究所『成安造形大学附属近江学研究所紀要 第1号』所収 38頁
- (7) 福田アジオほか／編 1999『日本民俗大辞典〈上〉』吉川弘文館 600頁
- (8) 亀岡市文化資料館／編 1993『第十五回企画展展示会図録 稲の民俗学』亀岡市文化資料館 32頁
亀岡市文化資料館／編 2016『亀岡市文化資料館第六〇回企画展 季節の楽しみ 行事食と暮らしの道具』亀岡市文化資料館 7頁
- (9) 亀岡市史編さん委員会／編 1996『新修亀岡市史 資料編第四巻』京都府亀岡市 611頁
牛祭りが子供主体の行事であることは、大阪府の泉南地域に見られた牛祭り行事との類似を指摘できる。泉佐野市の牛祭りについては
高谷重夫 1943「牛神について」『民間伝承』8巻(12号) 民間伝承の會
高谷重夫 1948「和泉の牛神と子供組」『日本民俗学のために 柳田国男先生古稀記念文集』第8輯 民間伝承の會
がある。貝塚市の牛神祭については、
臨時貝塚市史編纂部／編 1955『貝塚市史 第二巻』大阪府貝塚市役所 88頁、
牛の流通システムについては、
泉佐野市史編さん委員会／編 2006『新修泉佐野市史 第9巻別巻考古編・第10巻別巻民俗編』清文堂出版 695頁
が詳しい。
- (10) 行政上は桂川だが、地元では大堰川と呼ばれている。
- (11) 人口には、老人ホームの入居者を含む。
- (12) 対照的に、河原尻の東に位置する千歳町の藩政村は、山裾に離れて点在する。村域には、居住域の背後に水源であり採取地でもある山があり、居住域の前には沖積地の耕地が広がる。従って各区は、自立した生活圏を持っており、区相互の依存が少ない。
- (13) ゼンリン住宅地図に示された姓は、主に表札を見て記録されたものである。そのため、国勢調査などに比べると精度は低い、大まかな把握には利用可能であると判断する。
- (14) 吉川秀造／編 1964『人文科学研究叢書6 近畿郷土村落の研究 丹波国馬路村』同志社大学人文科学研究所 5頁 第4表、第5表による。馬路村は、人見、中川両姓が支配し、中沢、畑、河原を加えた五姓が圧倒的多数である特異な村である。
- (15) 河原林町史編纂委員会／編 2012『河原林の歴史』河原林町自治会 326頁
- (16) 亀岡市史編纂委員会／編 1965『亀岡市史 中巻』亀岡市役所 65頁
平凡社地方資料センター 1981『日本歴史地名大系 第二六巻 京都府の地名』平凡社 35頁
遠山泰之 1997「日吉神社略史——河原林町河原尻——」『丹波史談 平成8・9年合併号』口丹波史談会 所収 14頁
- (17) 河原尻の神社は、他に東町に蛭子社、出屋敷であったと思われる三ツ樋に末廣大明神(稲荷)が存在する。前者は(表1)57・58家と71家が祀っているという〔前掲(15)300頁〕。しかし実際は、(表1)71家ではなく31家のようなものである。後者は、近在の家の屋敷神か、数軒が共同で祀っているようである。
- (18) 亀岡市神職会・亀岡市氏子総代会／編 1985『故郷鎮守の森 亀岡神社誌』南郷書房出版部 181頁
- (19) 筆者は滋賀県長浜市高月町でも同様の話を聞いたことがある。

- (20) 旧地のままであれば、参拝者が絶えれば社は藪の中で朽ちて行くしかない。日吉神社鳥居脇の境内社であれば、人目にとまり、神社の氏子が年8回ほど祭り前に掃き掃除をする範囲に含まれる。
- (21) 多くの家が特定の大工しか使わず、また大工も、付き合いが長い家以外からの依頼を断ることがあるという。
- (22) 二十三夜講を三夜待とも言う。翌24日は愛宕権現の縁日である。
- (23) 亀岡市史編さん委員会／編 2004『新修亀岡市史 本文編第二巻』京都府亀岡市の「近世神社一覧」には、勝林島村の野神が記載されている。この野神の所在地等は不明である。
- (24) 近世には斃牛馬取得権が被差別民に与えられていた。「斃死」は行き倒れの意味だが、自然死した牛馬も含まれていた。従って、通常は死んだ牛馬を飼い主の農家が埋めることはないはずだが、疫病で死んだ牛は飼い主が埋めなければならなかったようである。
- (25) 前掲（2） 96～103頁
- (26) 現宮司と亡妻は、河原林町外部からの両もらい結婚のため、昭和30年代以前についての宮司からの聞き書きはあいまいであった。
- (27) 米地実 1977『村落祭祀と国家統制』御茶の水書房 108～109頁
- (28) 1人は、東町から約650メートル北に転居し、現在も子孫が住んでいる事が、聞き書きから確認できている。
- (29) この時期には、自治会や隣組でも旅行が盛んであった。
- (30) 前掲（15） 398頁
- (31) 大阪府泉南の事例が〔泉佐野市史編さん委員会 2006 93〕に詳しい。
- (32) その後10年ほどは養豚が広がったが、飼料の高騰で廃れた。
- (33) 前掲（27） 108～111頁

【参考文献】

- e-Stat 政府統計の総合窓口 農林業センサス <https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&toukei=00500209> (2022.10.7 確認)
- e-Stat 政府統計の総合窓口 国勢調査 https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&toukei=00200521&result_page=1 (2022.11.13 確認)
- GeoNLP プロジェクト 国勢調査町丁・字等別境界データセット <https://geoshape.ex.nii.ac.jp/ka/resource/26/26206045001.html~26206045005.html> (2022.10.30 確認)
- 農林水産省 2020年農林業センサスの農業集落別集計結果 https://www.maff.go.jp/j/tokei/census/shuraku_data/2020/sa/sa_2020.html#sa_25 (2023.01.26 確認)

（やぎ まきと 文学研究科歴史学専攻博士後期課程）

（指導教員：八木 透 教授）

2023年9月26日受理